

盛岡市母子・父子・寡婦福祉資金 貸付金のご案内

R8.4

1. 母子父子寡婦福祉資金貸付金とは？

この貸付金は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした 12 種類の資金からなる制度です。（別紙「母子父子寡婦福祉資金のお知らせ」のとおり）

2. 貸付対象者

貸付が経済的自立や児童の福祉増進につながると判断され、償還の計画を立てることができる次に該当する方が対象です。

1 盛岡市内にお住まいの方

2 就労中で 20 歳未満の児童を扶養している、母子家庭の母又は父子家庭の父

- ・ 離婚した女子又は男子であって現に結婚していない女子又は男子
- ・ 配偶者の生死が明らかでない女子又は男子
- ・ 配偶者から遺棄されている女子又は男子
- ・ 配偶者が海外にあり、その扶養を受けることができない女子又は男子
- ・ 配偶者が精神又は身体の障害により長期間労働能力を失った女子又は男子
- ・ 前記に準ずる女子又は男子であって政令で定めるもの

（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 1 項、第 2 項）

母子・父子・寡婦家庭の方が
安定した生活を送るために
必要とする資金を貸付する
制度です。

3 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童

4 父母のいない 20 歳未満の児童

5 就労中でかつて母子家庭の母であった方（現在、児童が 20 歳以上になっている方）

6 母子家庭の母であった方が扶養する子

7 就労中で、40 歳以上の配偶者のない女子であって、現に児童を扶養していない方

※7の方については、前年度の所得が 203 万円 6,000 円を超えるときは、原則として貸付を受けることができません。

※租税等の滞納がある場合や、既に他の貸付制度を利用している場合、対象外となる場合があります。

※貸付日前において、必要な経費の一部又は全部を支払っている場合は、貸付の対象にはなりません。



3. 相談・貸付から償還(返済)までの流れ

- 申請を受けてから資金を交付するまでに、1 か月程度を要します。

事前相談

資金の内容、生活収支状況、税金、公金の支払状況等をお聞きします。
状況によっては申請できないこともありますので、条件についてご確認ください。

必要書類の準備

相談により資金の申請が適切と判断された場合は、必要書類について説明します。

申請

窓口での受付

調査

貸付調査は家庭訪問にて行います。家庭の状況や申請額の確認をします。
★ 児童の学費の場合、お子さんとも面接をします。

審査会

毎月1回程度開催する審査会で貸付が自立につながるか、償還計画が適切か等を審査します。

貸付決定

貸付の可否について通知します。（決定通知書、借用書、口座振替依頼書を送付します）
印鑑証明書等をご用意ください。

資金交付

借用書、印鑑証明、口座振替依頼書を提出後、資金交付します。
（交付日については確認してください。）

償還(返済)

貸付決定した償還方法どおりに償還してください。
償還金の納付方法は口座振替です。

償還完了

償還完了後借用書を返却します。



貸付中に、ひとり親家庭等
なくなった、退学したなどにより、
貸付対象でなくなった場合は、貸付
停止となりますので、速やかに申し
出てください。



4. 貸付申請の手続きに必要な書類等

- 申請者及び児童又は子の戸籍謄本
- 配偶者のいない方であることを証明できる書類（児童扶養手当証書、遺族年金証書、ひとり親家庭等医療受給者証など（写））
- 生活状況収支内訳
- 資金により添付が必要とされる書類（合格通知等）
- 子のない寡婦については前年の所得を証明する書類
- その他借受人等の状況や申し込み内容により必要な書類（相談時に確認ください。）



5. 利子・連帯保証人等

【 就学支度資金 修学資金 就職支度資金（児童分） 修業資金 】

- 無利子
- 親が借受人となる場合は、子が連帯借受人となります。
- 親の収入・生活状況によっては連帯保証人が必要な場合もあります。

【 上記以外の資金 】

- 連帯保証人を立てることで無利子での貸付となります。
ただし、償還可能であると判断され、連帯保証人を探す努力をしても立てることが困難と認められる場合は、連帯保証人を立てず有利子（年 1.0%）での貸付もできます。

- 資金の種類にかかわらず貸付総額が 300 万円を超えると連帯保証人は2名必要となります。
- 連帯保証人がいる場合、連帯保証人へ電話（場合により面接）確認を行いますので、予め保証人にお伝えください。（別世帯で6親等以内の親族・市外であれば3親等以内の親族）
- 生活保護世帯の場合、貸付を受けるためには連帯保証人が必要となります。
- 児童の学費の場合、お子さんとも面接をします。



6. 償還(返済)について

貸付申請書提出時にご希望された償還方法及び期限により、償還していただきます。この資金については、貸付を受けられた方々からの償還金を主な財源として運用しており、予定どおりに入金されないと資金に不足が生じ、貸付を必要とされる方に貸付できなくなりますので、必ず償還期日までに償還してください。

償還期日までに入金されない場合、一括返済や、連帯借受人・連帯保証人への督促や催告、法的手段（裁判所への支払督促申立て、強制執行による給与差押え）等を講じることになります。

また、延滞した元利金額につき、年3%の割合をもって、支払期限の翌日から支払日までの日割計算した違約金を徴収します。

- 原則として、月賦償還（毎月払い）、口座振替払（該当月の末日に振替）
- 返済の途中で、残額の全部又は一部を繰上げ償還することができます。



7. 貸付にあたっての注意事項

- この資金の貸付相談は子ども青少年課にて随時受付けております。その際に、貸付制度や必要書類の説明をいたします。また、申請の前段階として、ご家庭の状況に合わせた必要な支援を提供するため、母子父子自立支援員が、ご家庭の生活状況や経済状況等を詳しくお聞きします。
- 日本学生支援機構から奨学金の貸付けを受けている場合は、奨学金の貸与月額と母子父子寡婦福祉資金貸付金修学資金の貸付け限度額との差額を限度として貸付を行います。就学支度資金と修学資金のように目的の異なるものについては、併せて貸付けを受けることができます。
- 学資支給等による授業料減免や給付型奨学金による給付等を受ける場合は、給付相当額を控除した額が貸付額となります。
- 貸付後に学資支給等による授業料減免や給付型奨学金による給付等を受けることとなった場合、既に交付を受けた貸付金のうち給付相当額について、給付を受けた日から6ヶ月以内に償還していただきます。※大学在学期間中は償還猶予申請ができます。

盛岡市 子ども未来部 子ども青少年課 給付係
住所 盛岡市神明町3番 29 号 盛岡市保健所4階
電話 019-613-8354（直通）

